

# 船舶事故調査報告書

平成30年5月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成29年8月11日 10時15分ごろ
発生場所	福岡県糸島市船越漁港東南東方沖 加布里港西防波堤灯台から真方位274° 1.1海里付近 (概位 北緯33° 33.0′ 東経130° 08.2′)
事故の概要	水上オートバイホバートは、落水した同乗者に向かって航行した際、同乗者に接触し、同乗者が負傷した。
事故調査の経過	平成29年9月4日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ホバート、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	290-63120福岡、株式会社クレイツ
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	軽傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、約15km/hの対地速力で船越漁港東南東方沖を遊走中、同乗者の1人（以下「同乗者A」という。）が掴んでいた船体後部の手すりを離して落水した。 船長は、同乗者Aが落水したことに気づき、揚収する目的で同乗者Aに向かって航行し、同乗者Aの近くで速力を落とそうとしてスロットルレバーを緩めたところ、行きあしが止まらなかったため、右転して避けようとしたが避けられず、本船の左舷船尾部が同乗者Aに接触し、同乗者Aが右側頭部挫創を負った。
分析	本船は、落水した同乗者Aに向かって航行した際、船長が、同乗者Aの近くでスロットルレバーを緩めたことから、行きあしを制御することができず、同乗者Aに接触し、同乗者Aが負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、落水した同乗者Aに向かって航行した際、船長が、同乗者Aの近くでスロットルレバーを緩めたため、行きあしを制御することができず、同乗者Aに接触したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイが行きあしを制御しにくいことを考慮し、十分に

	減速してから落水者等に接近すること。
--	--------------------